

# 市民政策

私たちは「こんなまちに住みたい」という思いから、市民自治を目指して政策決定の場に議員を送り出し、地域で活動しています。

ここに、ローカルパーティー・市民ネットワークちばの「マニフェスト」ともいうべき「市民政策」を掲げ、政策の実現に向けて取り組みます。

# 市民ネットワーク2010

## 市民政策

### 目次

I. 情報公開と市民参画のまちづくり	2
II. 透明な行財政の確立	4
III. 未来につなげる環境	6
IV. ひと・地域・福祉力でつくるまち	9
V. 子どもも大人も共に育つ教育	14
VI. 男女共同参画の推進	18
VII. 働く人の権利を守るまちづくり	20
VIII. 安全な食と地場農業の促進	22
IX. 住み続けたいまちづくり	24
X. 平和と人権を守るまち	27

## I. 情報公開と市民参画のまちづくり

市民参画のまちづくりに欠かせない情報公開を徹底し、説明責任を果たすよう求めます。

### ■ 情報公開

- ・ 外郭団体など情報公開実施機関の拡大、不服審査期間の短縮等、市民が利用しやすい情報公開の充実。
- ・ 議会の情報公開をすすめる（議会運営委員会・予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の分科会の公開、請願者の常任委員会での趣旨説明の機会など）。
- ・ 指定管理者の情報は市政情報室で閲覧できるようにする。

### ■ 市民参画

- ・ 現行の市民参加条例を見直し、市民参画を保障する制度や仕組みを具体的に求める。
- ・ 市民団体やNPOへの事業委託や協働事業をすすめる。
- ・ 千葉市民活動センター、千葉市ボランティアズカフェ、そして千葉市社会福祉協議会の運営する千葉市ボランティアセンターの連携をはかり、市民活動の推進と活性化をさらにすすめる。
- ・ 指定管理者制度を導入した施設については経費を公開

- し、住民が参加し評価するシステムをつくる。
- ・ 外国人市民会議を開催するなど、千葉市に住む外国人の意見を施策に反映させる。

### ■ 審議会など

- ・ 審議会等の条例化を図り、委員の選定にあたっては、委員選定の根拠を明らかにし、当事者参加を重視し、年代間バランスに配慮するとともに、女性委員の割合を50%に引き上げる。公募による委員を位置づける。
- ・ 議事録には極力発言者の名前を記す。



## Ⅱ．透明な行財政の確立

政令市移行以来、大型公共事業を推し進めてきた結果、借金残高は1兆3千億円にもものぼっています。箱もの建設は凍結し、借金を減らすために徹底した事業の見直しを市民参加で進めます。

### ■ 財政再建

- ・ 徹底した事業の見直しで借金を減らす。
- ・ 市民の意見を反映させた「事業仕分け」を行う。
- ・ 連結決算の公開、予算編成過程の公開にあたっては市民にわかりやすいものにする。

### ■ 公共事業の見直し

- ・ モノレールの県庁以遠の延伸は中止する。
- ・ 千葉駅西口再開発事業、蘇我スポーツ公園事業は計画の更なる見直しをする。
- ・ 再開発や都市計画道路、水道事業、下水道事業などの大型公共事業を市民参加で見直す。
- ・ 入札に男女共同参画、子育て支援、障がい者雇用、働く人の賃金確保などを加点項目に加える総合評価型入札を推進する。
- ・ 入札は基本的に一般競争入札とし随意契約を減らす。

## ■ その他

- ・ 各種団体への補助金は既得権化しないよう公募制にし、市民で作る選考委員会を設置し、大胆な見直しを行う。
- ・ 議員や有力者からの口利きや提案を記録するシステムを作る。
- ・ 退職職員の外郭団体や他団体への天下りの斡旋をやめる。
- ・ 地方議員共済年金の廃止を国に求める。



### Ⅲ. 未来につなげる環境

温暖化を防止し、生物多様性を保全するため市内に残された緑を大切にする暮らし方をめざします。拡大生産者責任、有害化学物質の排出など、企業責任の明確化を求めます。

#### ■ 環境保全

- ・ 生物多様性保全のため、谷津田・里山や保存樹林など斜面林を含む市街地の緑を保全する。
- ・ 市民緑地制度の推進など人材育成や団体活動支援をすすめる。
- ・ 市街地に隣接した貴重な緑地を保全するため、1 km 条例の見直しを早急にはかる。
- ・ 市民が水や緑に親しむ機会を増やす。
- ・ 雨水の地下浸透を促し、地下水の涵養や利用をすすめる。
- ・ 温暖化防止に対する市民意識・企業意識のいっそうの向上をはかる。
- ・ 産廃や残土処分については地域の環境を守れるよう、近隣地権者の同意を条件にするなど条例を改正する。
- ・ 農地転用したものについては、適正に利用されているか許可後もパトロールを行い、指導する。

## ■ 資源循環をつくる

- ・ 生ゴミを堆肥化するなど、資源化をすすめる。
- ・ 容器包装プラスチックの資源化をすすめる。
- ・ 廃食油の回収をすすめ、廃食油から作ったせっけんの公共施設での利用をすすめる。また廃食油を原料とした燃料を公用車・ゴミ収集車等に使用する。
- ・ ごみの分別回収を徹底し、ごみの削減をさらに進める。

## ■ 有害化学物質

- ・ 地下水や土壌汚染、大気汚染、アスベスト、シックハウス、シックスクールなどの状況や、対応策について、市民と情報の共有化をすすめる。
- ・ 市有建築物のねずみ・昆虫の防除については、ビル衛生管理法に基づき、生息調査を実施し、その結果に基づいて発生防止の措置を講ずる。むやみに薬剤散布を行わない。
- ・ 公園の樹木や街路樹への農薬散布については、被害を受けた部分の剪定や害虫の補殺等物理的防除を優先的に行い、これらによる防除が困難な時のみの使用とし、回数及び量を削減する。
- ・ 小中学校の生徒、及び教師への化学物質のリスク教育をすすめる。

## ■ 企業責任の明確化

- ・ J F E など有害化学物質や危険物を扱う企業に対して



は、市民を対象にわかりやすい説明の機会を定期的に設けるなど社会的責任を果たすことを義務づける。

■ 自然エネルギーの活用を推進する。



## IV. ひと・地域・福祉力でつくるまち

誰もが、いつでも安心していきいきと暮らしていける福祉のまちづくり、年齢や障がいを問わず、ノーマライゼーション（\*1）の実現が福祉の基本です。当たり前暮らしを支えるために、地域福祉の充実を図り、きめ細かい施策を地域の中に浸透させていくことが大切です。

- \*1 障がいをもつ人、高齢者、子どもなどが、地域社会で社会的に不利を受けることなく普通の生活を営むことができる成熟した社会に改善していこうという営み。

### ■ 子育て・子育て支援

#### 1) 保育所（園）の一層の拡充

- ・ 待機児童の解消に努め、一時保育の拡充をはかる。
- ・ 各区に病（後）児保育の拡充をはかる。
- ・ 公立保育所の民営化については市民の意見を尊重し、安易に行わないこと。
- ・ 小規模保育園を含め、保育の質を確保するため、評価基準をつくる。



#### 2) 子どもルーム

- ・ 指導員への研修を充実し、質の向上をはかるとともに

待遇改善を行なう。

- ・ 千葉市独自のガイドラインをつくり、良好な環境をつくる。
- ・ 保育年齢の拡大（4年生から6年生も希望により受け入れる）。
- ・ 1年生の待機をなくす。

### 3) 子どもの居場所

- ・ 地域子育て支援センターはさらに親子が利用しやすくなるようにする。
- ・ 子ども交流館を拠点施設として、各区に1ヶ所ずつ子ども交流館的な居場所を既存の公共施設などを利用してつくる。
- ・ 放課後子ども教室事業の充実をはかる。

### 4) 障がいのある子への支援

- ・ 療育の必要な子どもへの支援の拡充（保育士、専門指導員の数を増やす）と保護者へのきめ細かな情報提供を行なう。
- ・ 幼稚園での受け入れも進めるために、市独自の支援策を充実させる。

### 5) その他

- ・ 若者の自立支援を進める団体と連携する。
- ・ 虐待などで心身の支援の必要な児童が増えている児童

養護施設については、養護の体制を拡充させるため市独自の支援策を作る。

- ・ 義務教育終了後も保護を要する若者の自立に向けて、家庭的なサポートを行う場や機会を整える。
- ・ 子育てで孤立しないよう、訪問による相談などきめ細かく実施する。

## ■ 高齢者の福祉

- ・ 介護保険対象外のサービスの充実（配食サービスや移送サービスの拡充、地域でのみまもり）。
- ・ 施設内や家庭内での虐待防止策を整え、高齢者の人権を守る。
- ・ あんしんケアセンターについては利用状況の実態を把握し、必要に応じて増設する。市直営のセンターを設置する。
- ・ 認知症対策を医師会、関係団体と協力してすすめ、認知症サポート制度の充実をはかる。

## ■ 障がいをもつ人の福祉

- ・ 家族が行う医療行為については、ホームヘルプサービスの範囲に含める。
- ・ 配食サービスの対象を障がい者へも拡大する。
- ・ 緊急一時保護を民間の施設で利用した場合、市の指定施設を利用した時との差額を補助する。
- ・ 障がい者の雇用を高めるため、事業所への働きかけを

すると共に就労支援体制の充実をはかる。

- ・ 障がいをもつ人の地域生活を支えるグループホーム、ケアホームの充実をはかる。
- ・ 居宅介護従事者向けの研修の充実をはかり、十分需要に対応できるようにする。
- ・ 障害者自立支援法で受けるホームヘルプサービスなどに対し、サービスの上限枠を設けない。
- ・ 所得の低い障がい者への支援を行う。
- ・ 精神障がいをもつ人の居場所づくりをすすめる。
- ・ 発達障がいをもつ人への支援体制を整備する。



## ■ 地域福祉

- ・ 住み続けたいまちづくりのため、高齢者や障がい者・妊婦等当事者の声が十分に反映されるしくみをつくる。
- ・ 担い手としての社協地区部会、自治会等の地縁組織、NPO などの活動拠点を区のボランティアセンター内に確保する。
- ・ 小中学校の余裕教室を福祉転用し、高齢者や障がい者が利用できる場をつくる。また、地域の市民や子ども

たちが交流できるような場にする。

- ・ NPOや市民団体が行う福祉活動を市が積極的に支援する。
- ・ 次期地域福祉計画策定については地域の課題を明確にし実効性のあるものにする。
- ・ 地域福祉計画推進協議会の要綱を改正し、推進体制を充実させる。
- ・ 地域福祉計画についての広報を積極的に行う。

## ■ 医療福祉

- ・ 市立海浜病院においては、ひとり暮らしのがん患者や長期入院患者が退院した後、安心して在宅療養ができるよう福祉や医療 NPO などと連携をはかる専門性を持った地域連携室の体制を強化する。

## ■ 権利擁護

- ・ 社会福祉協議会の権利擁護センターの機能をさらに拡充し、成年後見制度について広報・相談・利用をサポートする「成年後見センター」を設置する。
- ・ 保健福祉センター、あんしんケアセンター、民生委員等の関係機関の連携を深め、市民の権利擁護意識が広まるようにする。



## V. 子どもも大人も共に育つ教育

子どもの権利条約を教育現場に根づかせ、子どもの市民権が確立できるような施策をすすめます。学校や家庭、地域社会で、障がいのあるなしにかかわらず、子どもも大人もひとりひとりが自分らしく、お互いの存在を認め合って、共に生きていける教育、社会をめざします。

### ■ 学校教育

#### 1) 誰もが差別されず、ひとりひとりが尊重される学校づくり

- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、学びあえるように、エレベーター設置など、学校施設をバリアフリーにし、統合教育をすすめる。
- ・ 特別支援教育の実施に当たっては、子どもの選別・分離が目的とならないよう十分に配慮すること。
- ・ 教職員の人権意識を高め、「子どもの権利条約」を子どもと共に学び、理解を深める。
- ・ 子どもの人権を保障する。
  - (ア) 体罰の根絶など「子どもの権利」を守るための「子どもオンブズパーソン」の設置を求める。
  - (イ) 人権意識を育てる性教育・エイズ教育をすすめる。

- (ウ) 高校入試における内申書・調査書のための評価で、子どもたちの学校生活が損なわれないように、配慮する。
- (エ) インターネットによる事件・犯罪から子どもを守るため、情報教育の充実と保護者（教員・地域）への啓発活動を行う。
- ・ 労働基準法など働く人の権利を守ることを学ぶ機会を作る。

## 2) 安全でおいしい学校給食

- ・ 小学校の自校方式をまもる。
- ・ 食器は強化磁器を導入する。
- ・ 食材は地場のものを優先し、国産のものを使用する。
- ・ 遺伝子組み換え食品を使わない。
- ・ 食器はせっけんで洗浄し、生ゴミの堆肥化をすすめる。
- ・ 食物アレルギー児童・生徒への対応を、個別にきめ細やかに行なう。

## 3) すべての学校図書館に学校図書館指導員を置く

## 4) 学校施設の有効利用

- ・ 余裕教室、統廃合後の空き校舎の福祉転用や地域利用等をすすめる。
- ・ 子どもたちが地域づくりにかかわれるよう、学校の地域開放を進める。



## 5) 学校の統廃合について

- ・ 統廃合については、地域住民への情報提供を徹底し、市民が議論できる場を確保し、市民意見を尊重する。

## 6) 中学校夜間学級の設置を早期に実施する

### ■ 教育委員会議

- ・ 市民に開かれた会議にするため、委員選定にあたり、男女比が等しくなることを基本とし、公募枠を設け推薦制導入も検討する。
- ・ より多くの市民が委員会傍聴できるよう、会場や日時、広報などを工夫するよう求める。
- ・ 教育委員会議に請願を出した請願者が意見陳述できるようにする。

### ■ 生涯学習

#### 1) 図書館

- ・ 公共図書館、学校図書館、大学図書館、企業の図書館、女性センターの情報資料センター、コミュニティセンターなどの連携を図り、地域バランスを考慮した新図書館網計画を策定する。
- ・ 資料の充実をはかる。
- ・ 公民館図書館を含め、地域ニーズに合わせた開館時間とする。
- ・ 障がい者へのきめ細かいサービス(点字、対面朗読など)

を充実させる。

- ・ 指定管理者制度を導入しない。

## 2) 公民館、生涯学習センター、女性センター

- ・ プログラムを市民参加でつくる。
- ・ 市民の学習活動であれば、誰でもどんな団体でも利用できるようにする。
- ・ 平和教育、人権教育、男女平等教育を積極的にすすめる。
- ・ 障がいのある人も利用できるよう、公民館のバリアフリー化をすすめる。

## ■ 文化

- ・ 既存ホール等の活性化のために市民による運営委員会を設置する。
- ・ 市立美術館・博物館学芸員による学校、地域への出前講座をする。
- ・ 貴重な史跡である貝塚群を共有財産として市民とともに保全し、親しめる場とする。



## VI. 男女共同参画の推進

誰もが個人として尊重され、共に参画できる社会の実現をめざします。

そのためには、性別にかかわらず、平等な学校教育、政策決定の場への女性の参画、女性に対するあらゆる暴力の根絶、メディアのあり方、女性の労働条件の改善をもとめます。

### ■ 女性の参画

- ・ すべての施策に「ジェンダー（\*1）に敏感な視点」を取り入れるよう働きかける。
- ・ 教育機関、公共施設関係を含め役所の管理職に女性を登用するための積極的措置をとる。
- ・ 指定管理者制度に移行した施設についても、管理職に女性が登用される積極的措置をとるようにする。

---

\*1 ジェンダー：社会的文化的性差。固定化された「男らしさ」「女らしさ」のような、社会的、文化的につくられた男女の行動様式や性別により分かれる性役割、心理的特徴などをいう。

## ■ 暴力の根絶

- ・ 精神的、肉体的暴力の被害にあった女性たちのための避難所である公的シェルターやステップハウスをつくり、民間団体への財政援助、相談業務の充実を求める。
- ・ 市役所内を筆頭に、企業におけるセクハラ防止研修などの実施をすすめる。
- ・ 学校の教師による生徒への暴力やセクハラなどに関し、学校は教育委員会に報告をし、教育委員会はきちんと調査し公表をする。
- ・ 千葉市に在住する外国籍の女性で、DV 被害をうけている人の保護や、人身売買の被害に関係しないかの確認など、被害者保護と被害の防止に努める。

## ■ 学校教育

- ・ 保育所、小学校、中学校、高校などに向けた平等教育（性教育もふくめた）の冊子を作成し、啓発に努める。
- ・ 校長、教頭、教師などに対する「平等教育」の研修を充実する。
- ・ 性同一性障害など性自認に悩む生徒への対応などをはかる。
- ・ DV は犯罪であることの認識を広めるためにも中学校・高校で、DV 防止のための授業を積極的にすすめる。

## Ⅶ. 働く人の権利を守るまちづくり

長時間労働による健康被害、過労死、男女の賃金格差や契約・派遣・非常勤・フリーターなど不安定な働き方による格差・貧困問題が顕在化する中、さらに経済悪化により働く場の確保さえも難しくなっています。働く人の権利を守るためにも労働法規を学び、労働基準法の遵守、派遣法の抜本的な改正に向けて活動します。

### ■ 働く人の権利を守る

- ・ 協同労働の協同組合法、公契約法の成立に向けて取り組む。
- ・ 市役所内における「家庭と仕事の両立」をはかるワーキング・モデルを作成し、市内企業のモデルとして、啓発につとめる。
- ・ 市役所内の正職員と非常勤職員の給与や待遇等の格差是正を求め、同一価値労働・同一賃金(\*1)を基本とするワークシェアリング(\*2)を求める。
- ・ 非常勤、契約、派遣など有期雇用の労働者の権利を守るため、事業所や働く人などへ、雇用契約などをふくめた啓発を積極的にすすめる。
- ・ 働く女性の権利を守るために「間接差別」の撤廃をめ

ざし、事業所や働く人への啓発につとめる。

- ・ 公的施設の指定管理者制度への移行の中で、働く人の労働条件などの悪化を防ぐための手段を講じる。

## ■支援体制の強化

- ・ 長時間労働や職場のストレスなどに対する相談窓口の充実をはかる。
- ・ 中高年齢者の再就職を進めるための情報提供や企業への働きかけを行う。
- ・ 非正社員や求職活動中の若年者の技能取得や研修の機会をつくり、就職相談や企業紹介を行う。また若者支援を行う企業へ補助するなど千葉市独自の制度を実施する。
- ・ コミュニティビジネスや女性、高齢者の起業支援を更に充実させる仕組みを作る。
- ・ 格差の是正・貧困問題に取り組む団体の活動を注視し、ともに取り組む。



- 
- \* 1 同一価値労働・同一賃金：仕事がちがっていても、その価値が同一、または同等の仕事を行なっているものに対して、性別や雇用形態にかかわらず、同じ賃金を支払うことを求める原則。
  - \* 2 ワークシェアリング：従業員一人あたりの労働時間を減少させることによって雇用水準の維持を目指す政策のこと。オランダ、ドイツ、フランスなどで実施。

## Ⅷ. 安全な食と地場農業の促進

増え続ける遺伝子組み換え農産物や加工食品、水田の減少、農業従事者の高齢化・後継者問題など、安全な食と農を取り巻く状況は厳しさを増しています。千葉に田畑を残し、身近な農産物を食べ続けるために環境保全型農業、地場農業の振興をはかります。

### ■ 地場農業

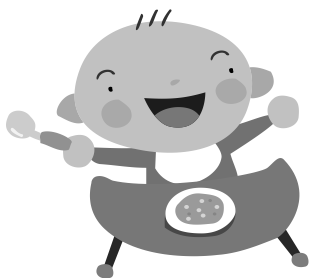
- ・ 安全な農産物を供給するため、農薬や化学肥料に頼らない環境保全型農業を推進するために、具体的な施策をはかることを求める。
- ・ 農業後継者育成や新規就農者の支援を充実させる。
- ・ 減反による水田は環境保全の面から、飼料米の生産に取り組む。
- ・ 農協などと協力して、身近な地域に直売所を増やす。
- ・ 生ゴミなどの堆肥化をはかり、地域の循環をつくる。
- ・ 水田への農薬の空中散布を中止する。
- ・ 耕作放棄地については可能な限り農地として活用できるよう安易な転用はしない。

### ■ 安全な食の追及

- ・ 遺伝子組み換え食品、輸入食品、添加物などの問題に

積極的に取り組み、学校・保育所・病院の給食に使わないようにする。

- ・ 食品安全条例をつくる。
- ・ 市民が参加できる学習会や広報活動の充実をはかる。
- ・ 市民が安全性に疑問を抱く食品について、検査ができる体制を整備し、情報を公開する。
- ・ 表示の改ざんなどの対策を徹底する。
- ・ 米国産牛肉の輸入については日本の安全基準を遵守し、厳格に行う事を国に求める。
- ・ 遺伝子組み換えナタネの交雑が市内でも発見されているので市として調査し、対応する。





## Ⅸ. 住み続けたいまちづくり

学校・公共施設や商店街などを核とし、バス交通の充実により歩いて暮らせるまちづくりをめざし、既成市街地の活性化にとりくみます。

### ■ 都市計画マスタープラン

- ・ 地域版構想にむけて、「まちづくり学校」のような、市民と行政の協働の学びの場をつくる。
- ・ 都市景観の保全や地域住民のまちづくりの視点を反映した区ごとの都市計画マスタープランをつくるための支援をする。

### ■ 開発

- ・ 乱開発から生活環境を守るために、まちづくり条例をつくる。
- ・ 現在、すすめられている土地区画整理事業は、土地の有効利用をはかる施策を検討しながら、早期に終了させる。
- ・ 「千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を見直し、調停など機能するようにする。

## ■ みどり

- ・ 地球の温暖化と都市のヒートアイランド現象を防止するために市街地のみどりを守り、保全する。
- ・ 屋上、壁面緑化を進める。
- ・ 景観法を活用して、市民発の「みどりづくり」を支援する。

## ■ 住宅政策

- ・ 市営住宅や公団のたてかえをまちづくりの視点で、市民参加のもとにすすめる。
- ・ ひとり親家庭やDV被害者など住宅困窮者の住宅を、優先的に確保するよう求める。
- ・ 特優賃は一定の役割を終えたものとし、10年を超えた分の空き家賃の保証はやめる。

## ■ 交通政策

- ・ モノレールの県庁以遠の延伸は中止する。
- ・ 地域の実情に応じたコミュニティーバスを市民参加で創設する。
- ・ 利用者、事業者、行政が一緒に人や車、自転車の流れを考える「交通会議」を区ごとに開催する。
- ・ 放置自転車、違法駐輪をなくし、市民の声を聞きながら自転車レーンや歩道の整備を図り、歩きやすいまちにする。
- ・ 交通不便地域基準を見直してバス交通の充実を図り、

市民が生活しやすいまちづくりをする。

## ■ 災害に強いまちづくり

- ・ 避難場所になる公共施設の耐震診断をし、耐震構造化の進捗をはかる。
- ・ 高齢者、障がい者、外国人、妊婦、子どもなど、一人ひとりの災害時要援護者に対しての具体的な避難支援計画づくりを、地域の中で検討する体制を作る。
- ・ 地域福祉計画実現の連携の中で、地域の人が見えるネットワークづくりをすすめる。
- ・ 災害時に情報がきちんと行き渡るような体制作りをする。また、地域の中の危険箇所の点検などを行い、防災ハザードマップを市民参加で作る。
- ・ 公共施設に井戸を設置する。



## X. 平和と人権を守るまち

すべての人の人権が守られ、憲法9条を守り、戦争のない平和な世界づくりに積極的に取り組むこと、国内外で草の根交流をすすめる市民活動を支援することが重要です。

- ・ 小・中・高校生を含む市民を広島、長崎、沖縄に派遣するなどして戦争の事実を知る人を増やす。
- ・ 無防備都市宣言（\*1）をする。
- ・ 従軍慰安婦、強制労働など戦争による被害・加害責任の両面からの記録を残し、千葉空襲など資料収集にも力を入れ、図書館や生涯学習センターのコーナーに常設する。
- ・ 在住する外国籍の人たちの権利を守り、生活相談窓口を拡充する。
- ・ アジア各都市との自治体外交をすすめる。
- ・ 性同一性障がいの人など性的マイノリティ（\*2）の人権が守られるよう、はたらきかける。

---

\* 1 無防備都市宣言：「紛争当事国が無防備地域を攻撃することは手段のいかんを問わず、禁止する」（第 59 条）などを規定し

ている「ジュネーブ協定 追加第一議定書」を根拠に

- a. 戦闘員や兵器、軍用設備がないこと
- b. 施設が軍用目的に使用されていないこと
- c. 当局や住民による敵対行為が行なわれていないこと
- d. 軍事行動を支援する活動が行なわれていないこと

の4つの条件を満たせば、「無防備地域宣言」を宣言でき、紛争当事国はその無防備地域を攻撃できないというもの。

- \* 2 性的マイノリティ：具体的には、同性愛者・両性愛者・性同一性障がいの人・インターセックスの人（身体の性が、男女両方の特徴を、あるいは男女どちらかに分化していない人）など。

